

就学奨励費のお知らせ

小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者の経済的負担を軽減し、就学奨励を図るため、就学に必要な経費の一部を支給する制度があります。

対象者

次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 特別支援学級に就学する児童・生徒
- (2) 通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害のある児童・生徒
- (3) 通級指導教室に通級している児童・生徒（公共交通機関による通級先までの交通費のみ）

裏面参照

支給される経費 ※金額は2026年度（令和8年度）の年額（予定）です。

経費区分	小学校	中学校
学用品・通学用品購入費	5,820円	11,370円
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（1年生のみ）	28,530円	31,500円
学校給食費	実費の半額	
通学費、職場実習交通費 交流及び共同学習交通費	世帯の構成や収入に応じて、実費の半額または全額	
修学旅行費、校外活動等参加費 体育実技用具費、拡大教材費 オンライン学習通信費	実費の半額（上限あり）	

※世帯の構成や収入の状況に応じて、全ての経費区分が支給対象とならない場合があります。

※学用品や通学用品を購入した際のレシートや領収書は、提出不要です。

※義務教育学校（韃の浦学園、想青学園）の前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含みます。

申請方法

入学後、学校が定める期日までに、申請書を学校に提出してください。（申請書類は入学後に学校からお渡しします。）

なお、通常学級の児童・生徒の場合は、必要に応じて、身体障害者手帳、療育手帳等の写し、診断書等を提出いただきますので、学校に申し出てください。

決定通知・支給日

支給の区分を決定し、**7月中旬**（予定）に学校を通じて保護者に通知します。

支払いは9月、11月、1月、3月（年4回）の予定です。

<問い合わせ先>

福山市教育委員会学事課

電話：928-1169

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の就学奨励費認定条件

区分	障害の程度	確認方法	提出書類
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	〇身体障害者手帳（視覚障害1級～6級）に該当していること又は学校での拡大鏡等の使用実態があること	・身体障害者手帳の写し ・拡大鏡等の使用実態については学校長の証明
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	〇身体障害者手帳（聴覚障害1級～6級）に該当し、かつ、学校での補聴器の使用実態があること	・身体障害者手帳の写し ・補聴器の使用実態については学校長の証明
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	〇療育手帳（㉠、A、㉡、B）を所持していること	・療育手帳の写し
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	〇身体障害者手帳（上肢1級～3級・下肢1級～3級）に該当していること 又は、上肢障害については常時支援が必要な場合、下肢障害については常時車いす等の補装具を使用している場合であること	・身体障害者手帳の写し ・常時支援が必要な場合と車いす等の補装具使用の場合は学校長の証明
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	〇身体障害者手帳 ・心臓機能障害（1～4級） ・じん機能障害（1～4級） ・呼吸器機能障害（1～4級） ・ぼうこう又は直腸機能障害（1～4級） ・小腸機能障害（1～4級） に該当していること	・身体障害者手帳の写し ・身体障害者手帳を所持している以外で日常生活活動が制限される場合は医師の診断書